

5 相続関係

弁護士 藤原 道子

Q5-1 相続財産清算人、特別縁故

親しくしていた従兄が先月亡くなりました。彼は独身で、子どもも、親、きょうだいもいません。彼の遺産は、マンション、車、株式、預貯金です。私は、彼が自宅療養中の数年間、日常的に必要な品や食事を届け、通院に付き添い、入院時には身元引受人になり、頻繁に見舞いをしていました。死亡後は、喪主として葬儀を執り行い、両親の墓に埋葬しました。彼の入院費や葬儀費用等も負担しています。亡くなる直前に彼は、「お前に俺の財産を全部やる。」とは言っていましたが、遺言書はありません。彼の財産について、どのようにしたら良いですか。

A5-1

あなたは彼のいところですので、彼の相続人にはなれません。彼には相続人がおらず、遺言書もないので、彼の財産を管理するには、家庭裁判所に相続財産清算人選任の申立てをする必要があります。そして、選任された相続財産清算人から、あなたが負担した費用等の清算をしてもらいます。また、その際、家庭裁判所に特別縁故者として、彼の財産の分与請求の申立てをすれば、遺産の分与を受けられる可能性があります。

解説

1 相続財産清算制度

(1) 被相続人の遺産は、その相続人又は受遺者が相続するが、相続人もおらず、遺言書も残さなかった場合は、「相続人のあることが明らかでないとき」とされ、相続財産法人となる(民法951条)。そして、その遺産を管理等するため、利害関係人又は検察官の請求により、家庭裁判所(家裁)は、相続財産清算人を選任する必要がある(民法952条1項)。相続財産清算人の法的位置づけは、相続財産法人の代表者である。相続人がいないからといって、権限のない近親者が被相続人の財産をそのまま管理、処分することはできない。

選任の申立ては、相続が開始した地を管轄する家裁に行く(家事事件手続法(家事法)203条1号)。選任に際しては、原則として、相続財産清算人の

報酬の引き当てとなる一定額を家裁に予納する必要がある(ただし、管理財産が相当額になれば、そこから報酬が支弁されるので、予納金は還付される。)

相続財産清算人選任の申立てがなされるのは、被相続人に対して債権を有する者(滞納公租公課にかかる債権者、住宅ローン債権等を有する金融機関、管理費等請求権を有するマンション管理組合等)が債権回収を目的とする場合、特別縁故者として相続財産の分与を求める場合(後記2)等がある。

(2) 相続財産清算人は、改正前は、清算型の財産管理人の一つとして相続財産管理人という名称であったが、改正後は「相続財産清算人」という名称に変更された。また、改正により、法的手続は、①相続財産清算人選任(民法952条1項)→②家裁による公告(相続財産清算人選任及び相続人搜索(同条2項))→③相続財産清算人による相続債権者及び受遺者に対する請求申出の公告(②の公告の期間内)(民法957条1項)→④相続人債権者らへの弁済(同条2項)→⑤特別縁故者に対する相続財産の分与(民法958条の2)→⑥残余の相続財産の国庫への帰属(民法959条)という流れとなり、改正前より時間的に短縮された。

2 特別縁故者に対する相続財産分与制度

(1) 被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者の請求により、家裁は、相当と認めるときは、これらの者に対して、債務等清算後の残余財産の全部又は一部を与えることができる(民法958条の2第1項)。この制度は、相続財産の清算手続の一部をなすものであり、家裁による相続財産清算人選任及び相続人搜索の公告期間満了後3か月以内に、同じ家裁に申立てをする必要がある(同条第2項)。

(2) 被相続人と生計を同じくしていた者とは、内縁の配偶者、事実上の養子等が考えられ、被相続人の療養看護に努めた者とは、献身的に被相続人の世話をした者をいうが、親族の場合は親族として負う扶養義務を超える程度に療養看護に努めたと評価される必要がある。報酬を得て職業的に療養看護を行っていた者は特別の事情のない限り、原則として特別縁故者とは認められない。また、その他被相続人と特別の縁故があった者とは、被相続人との間に具体的かつ現実的な精神的・物質的

Q5-3 遺産分割事件の取下げ、特別受益

亡父の相続について以下の経緯があります。

令和2年4月：父が兄にマンション購入資金として1000万円贈与

令和3年3月5日：父死亡、遺産は実家の土地建物、株式と預貯金、相続人は母と兄と私の3人

令和3年10月から：遺産分割協議開始、私の提案(母の生活のため母が実家と預貯金を相続)を兄が拒否、話し合い難航

令和4年10月：私と母が家庭裁判所に、兄を相手方として遺産分割調停の申立て、話し合いは難航

令和5年10月：兄が海外転勤となり、調停に出席しなくなった(弁護士もつけていない)

このような経緯で調停での話し合いが進まず、私と母は、このままでも良いので調停を取り下げようかと思っています。調停の取下げに問題はないですか。

A5-3

現時点では、兄の同意がなくても、あなたとお母さんは遺産分割調停事件を取り下げることができます。しかし、その後、改めて遺産分割調停又は審判の申立てをして、令和13年3月5日(死亡時から10年)を過ぎると調停又は審判の取下げには兄の同意が必要になります。同月6日以降に遺産分割調停(又は審判)を申立てた場合の取下げについても同様に兄の同意が必要になります。また、父の兄に対する1000万円の援助は特別受益に当たると考えられますが、令和13年3月6日(死亡時から10年経過した日)以降に遺産分割調停の申し立てをした場合には、原則として、特別受益の主張ができなくなります。

解説

1 遺産分割事件の申立ての取下げ

(1) 改正前、遺産分割調停事件は、他の調停事件と同様に、調停が終了するまで、いつでも、申立人の都合で取り下げることができた(家事法273条1項)。遺産分割審判事件の取下げの制限も限定的であった(家事法199条1項、153条)。

(2) しかし、改正法により、遺産分割調停事件、同審判事件の申立ての取下げについては、調停又は審判係属中に相続開始時から10年を経過した後は相手方の同意が必要となった(遺産分割調停事件につき家事法273条2項、遺産分割審判事件につき同法199条2項)。また、10年経過後に申立てられた遺産分割調停事件、同審判事件の申立てを取下げられる場合も同様に相手方の同意があると解されて

いる。

これは、同改正法により、相続開始時から10年経過後の遺産分割において特別受益、遺留分の主張が制限されることとの調整を図る趣旨である。

(3) この遺産分割事件の申立ての取下げ制限の規定も、既に、令和5年4月1日に施行されており、施行日前に開始した相続にも適用される。ただし、この場合も、前記Q5-2の場合と同様に(同解説2参照)、改正法附則により、相続開始時から10年経過後に、改正法施行時から5年が満了することになる相続事案に関しては、同施行時から5年を経過した令和10年4月1日以後の取下げに相手方の同意が必要となる。

2 特別受益の主張とその時的制限

(1) 共同相続人の中で、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者は、受けた贈与の価額を相続財産の価額に持戻すこととなり、遺産分割をする場合に、その受益分を考慮した相続分となる(民法903条1項)。

(2) 前記Q5-2の解説2に記載したように、法改正により、相続開始時から10年を経過した場合の遺産分割においては、特別受益の主張をすることができなくなる(民法904条の3)。ただし、施行日前に開始した相続について経過措置があること及び例外があることは寄与分の場合と同様である。